

令和4年度 第1回

地域包括支援に関する会議

資料 6

3 報告

(3) 短期集中予防型サービス栄養訪問コースモデル実施

について

北九州市 介護予防・生活支援サービス事業 短期集中予防型（サービスC）概要

1 目的

生活行為（排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等）に支障がある者を対象に、保健・医療の専門職が短期間、心身機能や高齢者を取り巻く環境にアプローチを行う。

サービス利用によって日常生活の活動性を高め、家庭や社会への参加（地域の通いの場等）につなげる。

2 利用対象者

要支援者及び事業対象者で地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントにより当該事業の利用が適当と認められた者。

3 実施内容

	訪問・通所連動コース	訪問コース	栄養訪問コース (モデル実施)
サービス種別	訪問型サービスCと通所型サービスCを組み合わせて実施	訪問型サービスC	訪問型サービスC
開始時期	平成30年4月開始	令和3年9月開始	令和4年7月モデル実施開始
サービス内容	訪問し居宅や地域での生活環境を踏まえた評価を行い、通所（3か月間）において生活行為の改善を目的とした介護予防プログラムを実施する。 訪問での評価と通所におけるプログラムの連動性をはかる。	居宅や地域での生活環境を踏まえた評価を行い、実際の生活環境下で、動作や道具の工夫、心身機能を向上するためのホームプログラムを助言する。 1人に対して5回以内の訪問を実施する。	居宅での生活状況を踏まえた評価・動機付け・実践支援・フォローアップなどを含め、計3回の訪問を実施する。 高齢者自身が食に関心を持ち、自己管理能力を養成できるよう支援する。
関与する専門職	・リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士） ・管理栄養士、栄養士 ・歯科衛生士、言語聴覚士	・リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士）	・管理栄養士
事業実施方法	業務委託	業務委託	業務委託
利用者負担	1クール：4,500円	なし	なし

短期集中予防型サービスにおける栄養訪問コース（モデル）の実施について

1 趣旨

介護予防・生活支援サービス事業の「短期集中予防型」においては、訪問と通所を組み合わせた「訪問・通所連動コース」を平成30年度から本格実施し、さらに、令和3年度からは訪問のみの「訪問コース」を開始した。これらは、リハビリテーション専門職が中心となったサービスであるが、より一層、介護予防を進めていくためには、その他の保健・医療の専門職によるサービスも充実させていく必要がある。今回、管理栄養士による低栄養予防のための訪問サービスをモデル的に実施することとした。

2 内容

要支援者等の生活機能の維持向上、自立支援に向けて、期間を限定して管理栄養士が居宅において栄養に関する相談・助言を行う。

3 対象者

要支援者及び事業対象者のうち、低栄養状態にある者（可能性がある者も含む）

※対象者の選出、介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが行う。

4 実施の流れ

訪問回数 3回（予定）

①同行訪問 （アセスメント訪問）	40～60分	地域包括支援センターと管理栄養士が訪問を行い、栄養に関するアセスメントを行う。アセスメントをもとに栄養相談、助言を行う。
②訪問サービス	40～60分	中間評価 評価をもとに栄養相談・助言を行う。
③訪問サービス	40～60分	事後評価 評価をもとに介護予防事業等へつなぐ。

5 モデル事業実施区

小倉北区、小倉南区、戸畑区（合計14人予定）

6 実施時期

令和4年7月～令和5年3月